

ちくほう 労働者支援だより



解雇・雇止め集中相談会のご案内

解雇、雇止め、その他労働問題に関するご相談をお受けします。
一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

【日 時】 令和8年2月25日(水)、2月26日(木)
9:00~20:00まで（受付は19:30まで）

◎相談無料
◎秘密厳守

【場 所】 福岡県筑豊労働者支援事務所
飯塚市新立岩8-1 福岡県飯塚総合庁舎 別館2階

【電 話】 0948-22-1149



- ◎予約優先（予約なしでも可）。
- ◎来所のほか、電話相談もお受けしています。
(労働者・使用者いずれの相談も対応いたします。)
- ◎相談内容によっては、弁護士と連携した相談も行います。



ホームページ

労働相談（通常）のお知らせ

筑豊労働者支援事務所では、労働条件、解雇、職場のいじめなどの労働問題についての相談をお受けし、助言や情報提供等を行うことで自主的な解決が図られるよう支援しています。

お気軽にご利用ください。

※労働者・使用者どちらからの相談もお受けします。

ご相談や出張相談の予約は
こちらにお電話ください。

☎ 0948 (22) 1149



区分	日 時	会 場
通常相談 (来所・電話)	平日 8時30分~17時15分 (祝日、年末年始を除く)	筑豊労働者支援事務所
夜間電話相談	毎週水曜日 17時15分~20時 (祝日の場合は翌日。年末年始を除く)	※転送電話により、県内4か所の労働者支援事務所が輪番制で対応します
メール相談受付	24時間受付 回答は、来所・電話・メールから選べます。	ふくおか電子申請サービス https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/eZ4tikYa
職場の悩み相談 (女性対象)	毎月第1水曜日 10時~12時 (前日12時までに要予約)	飯塚市役所本庁舎 402会議室 (予約電話番号 0948-96-8255)
出張相談	毎月第2火曜日 13時~16時 (前日12時までに要予約)	宮若市役所 会議室
	毎月第3火曜日 13時~16時 (前日12時までに要予約)	直方市役所 1階 市民相談室
	毎月第4水曜日 13時~16時 (前日12時までに要予約)	田川市役所 会議室
	随時予約受付	直方市、田川市、嘉麻市の各市役所庁舎等

こんなときどうする！？

問題解決への第1歩 ~よくある相談事例から学ぼう~



正社員です。家庭の事情で退職したいと思い、上司に退職届を出しましたが受け取ってくれません。会社が認めてくれないと退職できないのでしょうか。



パートで働いています。親の介護のため退職したいのですが、会社が認めてくれません。契約期間は3か月残っていますが、そんなに待てません。何か方法はないでしょうか。



押さえておきたいポイント

- 期間の定めのない雇用契約の場合、退職は労働者の一方的な意思表示により効力が発生しますので、特に会社の承認を得る必要はありません。退職を申出て14日を経過すれば、労働契約が解除されます(民法627条)。ただし、就業規則等で「〇〇日前までに」という規定があれば、その規定に従うほうが望ましいです。
- 有期雇用契約の場合、原則として契約期間の途中で退職することはできません。ただし、やむを得ない理由があるときは、契約期間の途中でも退職することができます(民法628条)。また、1年を超える雇用契約の場合、契約初日から1年が経過した日以降は、いつでも退職できます(労働基準法137条)。

退職は労使双方が合意することが望ましい



ですが、それが難しいときは…

解決への第1歩

① 労働契約書、就業規則等を確認しましょう。

→契約期間や退職に関する規定、退職金制度の有無等を確認しましょう。

② 退職届の提出方法を工夫しましょう(Aさんの場合)

→上司の上司や人事担当者に提出する、特定記録やレターパック、簡易書留など配達記録が残る方法で郵送する方法もあります。※退職届が会社に届いた時点で有効となります。

③ やむを得ない理由があることをしっかりと伝えましょう(Bさんの場合)

→やむを得ない理由による退職であれば、契約期間が残っていても退職は可能です。

有給休暇や介護休暇制度の有無を確認し、退職せずにそれらを利用する方法もあります。



それでも解決しない時は…

『あっせん』を活用することもできます！

あっせんとは…

自主的な解決が困難な場合に、労働者支援事務所が公平・中立な立場から労働者と使用者の間に立って、双方の話を聴きながら意見の調整を図り、具体的な実情に即した歩み寄りを促し、労働問題の早期解決を支援する制度です。

あっせんには、「職員あっせん」と「委員あっせん」があります。

④ 職員あっせん…労働者支援事務所の職員によるあっせん

⑤ 委員あっせん…より専門的な知見を有する労働委員会委員（公益委員（大学教授や弁護士等）、労働者委員（組合役員等）、使用者委員（会社役員等）各1名）によるあっせん

まずは労働者支援事務所にお気軽にご相談ください！！

県では働き方を見直す企業等を応援します！！

職場の働き方を見直し、仕事と生活を両立し、1人1人が能力を発揮できる、明るく魅力ある職場を実現しませんか。

1 働き方の見直しに取り組む企業等を応援する県の登録制度

制度の概要

県では、「魅力ある職場づくり」を目指して働き方を見直すための取組を宣言し、実行する県内の企業等を応援する「よかばい・かえるばい企業」登録制度を設けています。

内容の詳細、参加申し込みはこちらからお願いします。



筑豊地域では既に331(全県1,640)の企業等にご登録いただいています。
(令和7年9月末現在)

2 よかばい・かえるばい企業登録によるメリット

本制度に登録していただくと、以下のメリットがあります。

- ①所定の要件を満たすことで、本県入札参加資格審査申請時の加点対象になります。このため、特に建設業、小売業・サービス業の皆様には大きなメリットとなります。
- ②県から、セミナー・研修会、国の制度改正、その他企業等の働き方の見直しに役立つ有益な情報を随時メールマガジンにて提供させていただきます。
- ③県のポータルサイトで企業等の取組をアピールでき、イメージアップにつながります。

3 本登録企業による宣言例

①(直方市 サービス業)

個々の能力を活かし成長する、働きやすい企業を目指します。

②(飯塚市 建設業)

社員が休みを取りやすく、働き甲斐のある職場を目指します。

③(田川市 建設業)

有給休暇を取りやすい、職場づくりを推進します。

④(宮若市 建設業)

社員全員が働きやすい環境を目指します。

⑤(嘉麻市 情報通信業)

社員全員が活躍できる明るく魅力ある職場を目指します。



→詳しくは、コチラから



4 登録申請は簡単！！御社で実行可能な宣言を決めて申請してください。

- ①申請は簡単、約3分でできます。③ホームページ、FAXいずれの方法でも申請できます。
- ②申請・登録は無料です。

福岡県の最低賃金のお知らせ



福岡県最低賃金

1時間 1,057円

効力発生日
令和7年11月16日

福岡県最低賃金は、福岡県内で働くすべての労働者に適用されます。

◎下記の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定最低賃金」が適用されます。

但し、18歳未満又は65歳以上の方などの適用除外対象者は除きます。

特 定 最 低 賃 金	効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 1,176円 令和7年12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1時間 1,137円 令和7年12月10日
輸送用機械器具製造業	1時間 1,147円 令和7年12月10日
百貨店、総合スーパーマーケット	1時間 1,065円 令和8年2月1日
自動車（新車）小売業	1時間 1,131円 令和7年12月10日

※上記に該当しない産業は、令和7年11月16日改定の福岡県最低賃金（1時間1,057円）が適用されます。

- 詳しくは、福岡労働局労働基準部監督課賃金室(☎092-411-4578) または、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。
- 最低賃金特設サイト（右の二次元コード）もあります。



働く皆様に将来の安心を。

中退共 で退職金。

「中退共」は中小企業のための
国の退職金制度です。

① 国の退職金制度！

掛金の一部を国が助成します。

② 外部積立型でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

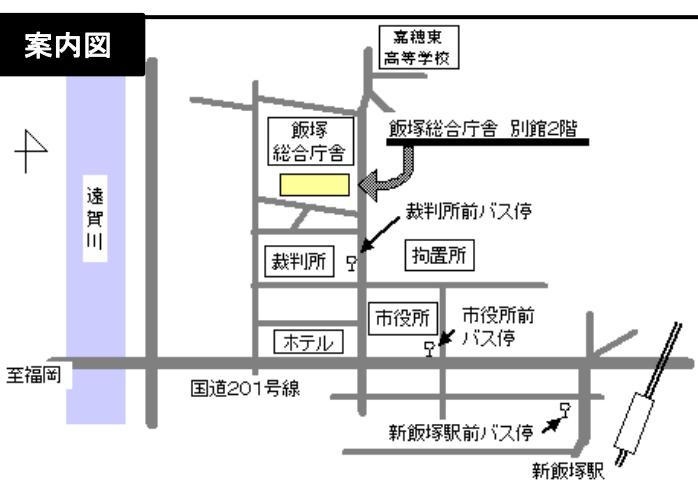
- パートタイマーさんもご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。



詳しくはホームページ
をご覧ください。

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

案内図



■編集・発行■

令和8年1月発行

福岡県筑豊労働者支援事務所

〒820-0004 飯塚市新立岩8番1号

福岡県飯塚総合庁舎 別館2階

TEL : 0948-22-1149

FAX : 0948-22-4118



(旧ツイッター)



ホームページ